

各地方環境事務所長 殿
釧路、信越、沖縄奄美自然環境事務所長 殿

環境省自然環境局
国立公園課長
(公印省略)

国立公園における無人航空機の取扱いについて

昨今、無人航空機（ドローン）が急速に普及し、農業、インフラ点検、物流等の様々な分野で活用され、新たな産業・サービスの創出や国民生活の利便や質の向上に資することが期待されている。

自然公園においては、空撮動画による広報や普及啓発、自然環境調査、山小屋での物資輸送等での利活用のほか、有人地帯での補助者なし目視外飛行に係る制度整備により、物流用無人航空機の上空通過が更に増えることが想定される一方で、その無秩序な利用による公園利用者の安全や自然環境への影響等の懸念も指摘されているところである。また、ドローンの飛行に必要な手続の簡素化、ワンストップ化は自民党行政改革推進本部や小型無人機に関する関係省庁連絡会議でも取り上げられている。

このような状況を踏まえ、今般、国立公園内における無人航空機の取扱いについて改めて整理したので、下記のとおり周知する。また、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 号の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言として各都道府県担当局長に通知している旨申し添える。

記

1. 無人航空機を飛行させる際の留意事項

自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号。以下「法」という。）上、国立・国定公園内における無人航空機の飛行や離着陸¹は許可申請や届出が必要な行為ではないが、以下の点について留意する必要がある。

¹ 国立・国定公園内の一部地域においては、航空機を着陸させることについて法第 20 条第 3 項第 17 号及び第 21 条第 3 項第 10 号により許可が必要と定めているが、自然公園法上での航空機は「人が乗って航空の用に供することができるもの」とされており、人が乗ることができない無人航空機は当該航空機に該当しない。

(1) 他の公園利用者に対する迷惑行為等の禁止

特別地域、海城公園地区又は集団施設地区内において、著しい騒音を発生させることや展望所、休憩所等をほしいままに占拠することなど、みだりに他の公園利用者に著しく迷惑をかけることは、法第37条第1項により禁止されている。

国立・国定公園は自然の風景地や静けさを楽しむ場所であり、特に歩道や園地等の施設周辺、展望地の周辺等多くの利用者が集まる場所においては、無人航空機の飛行や操縦による視界の妨げや騒音について迷惑行為とならないよう配慮が必要である。

なお、国又は都道府県の職員は、同条第2項により、著しい騒音の発生等の迷惑行為をやめるよう指示することができ、同指示に従わない場合は、法第86条の規定に基づき、罰則が課される場合がある。

また、特別地域、海城公園地区又は集団施設地区内において、他の利用者に著しく不快の念を起こさせるような方法でごみ等を捨てたり放置したりすることは、法第37条第1項により禁止されており、墜落した無人航空機をごみとして放置することは罰則の対象となり得る。

(2) 自然環境や動植物への配慮

無人航空機の飛行場所(例:希少鳥類のねぐら、営巣地、高利用域周辺等)や時期(例:繁殖期等)によっては、無人航空機の接近や音により野生生物に過剰なストレスを与えてしまったり、無人航空機を落下させることにより殺傷・損傷させてしまったりするおそれがある。無人航空機や音に対する反応は種により異なると考えられることから、最新の知見やガイドライン等を参照する、専門家に相談するなどして、希少な動植物をはじめとした野生生物の生態に悪影響を及ぼさないような配慮が求められる²。

なお、国立・国定公園特別保護地区内においては、動植物を殺傷・損傷等することは原則禁止されていることから特に注意が必要である。

各地方環境事務所長等においては、公表すべきでない希少種の生育・生息地等の情報については取扱いに留意しながら、無人航空機の運航事業者から運航経路設定にあたり相談があった場合は可能な範囲で情報提供するなど適切に対応すること。

(3) 操縦者等による所管地への立入り等

無人航空機の操縦者等が第三者の土地や施設内に立ち入ったり無人航空機を離着陸させたりする場合には、土地所有者や施設管理者の承諾等が必要となる。なお、操縦者等が第三者の土地や施設内に立ち入らず、無人航空機がその上空を通過するのみであ

² (参考)「ドローンを活用したガンカモ類調査ガイドライン」(2019年3月公益財団法人宮城県伊豆沼・内沼環境保全財団発行)では、ドローンを離陸させる時の距離、水平接近させる時の飛行高度、垂直降下させる時の下限高度の目安が示されている。また、ワシタカ類がドローンを攻撃する例が多数報告されている旨が記載されている。

http://www.izunuma.org/pdf/drone_gideline.pdf

って、土地や施設への直接の影響がない場合、承諾等は必要ない。³

国立公園の集団施設地区においては、国立公園集団施設地区等管理規則により、土地の占有又は使用や指定施設の使用等については許可を受けなければならないとされている。単に無人航空機の離着陸や操作をすることは、散策や写真撮影その他の公園利用同様に許可は不要と考えられるが、一般的な公園利用の範囲を超えて無人航空機の離着陸や操作のために土地の占有等をする場合は申請が必要となる。

(4) ドローンポートなど工作物の設置等

無人航空機の飛行や操縦に伴いドローンポートを設置するなど、法第 20 条、第 21 条、第 22 条又は第 33 条に該当する行為（例：工作物の新築、木竹の伐採、植物の損傷等）を行う場合は、許可申請又は届出が必要である。

(5) 関係法令の遵守

無人航空機の飛行に際しては、第三者や物件との離隔距離の確保等、航空法をはじめとした関係法令を遵守する必要がある。

1) 航空法（昭和 27 年法律第 231 号）

平成 27 年 9 月に改正された「航空法」で定義される無人航空機とは、「飛行機、回転翼航空機、滑空機、飛行船であつて構造上人が乗ることができないもののうち、遠隔操作又は自動操縦により飛行させることができるもの（機体本体の重量とバッテリーの重量の合計が 200 g 未満のものを除く）」とされ、いわゆるドローン、ラジコン機、農業散布用ヘリコプター等のうち小型のものが該当する。

地表又は水面から 150m 以上の高さの空域、空港等周辺の上空の空域、人口集中地区の上空の空域における無人航空機の飛行については、国土交通大臣の許可が必要である。また、空域にかかわらず、以下のいずれかに該当する無人航空機の飛行については国土交通大臣の事前承認が必要である。

- ・ 夜間飛行
- ・ 目視範囲外、常時監視範囲外での飛行
- ・ 第三者の人や他者の建物、自動車などとの間が 30m 以内の距離での飛行
- ・ 祭礼、縁日など多数の人が集まる催しの上空での飛行
- ・ 爆発物など危険物を輸送する飛行
- ・ 物を投下する飛行

³（参考）土地所有、施設管理との関係

民法第 207 条において、「土地の所有権は、法令の制限内において、その土地の上下に及ぶ。」と規定されている。一般に、土地所有権は、当該土地を所有する者の「利益の存する限度」で当該土地の上下に及ぶものと解されており、土地の上空を無人航空機が飛行したからといって直ちに所有権を侵害する訳ではない。この「利益の存する限度」は個別の土地の具体的な使用態様に照らして判断するべきものとされている。

2) 小型無人機等飛行禁止法

平成 28 年 3 月に成立した「重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成 28 年法律第 9 号）」で定義される小型無人機とは、「飛行機、回転翼航空機、滑空機、飛行船その他の航空の用に供することができる機器であって構造上人が乗ることができないもののうち、遠隔操作又は自動操縦により飛行させることができるもの」とされ、いわゆるドローン、ラジコン機、農薬散布用ヘリコプター等が該当する（規模を問わない）。

対象施設（国の重要な施設、外国公館、防衛関係施設、空港、原子力事業所等）の敷地又は区域及びその周囲おおむね 300m の地域の上空における小型無人機等の飛行は禁止されている。

2. 利用者や無人航空機の運航事業者への周知等

各国立公園のHP等において、無人航空機の飛行や離着陸について記載する場合には、1. に記載した留意事項に沿ったものとするとともに、配慮や注意が必要な事項とそのエリアや時期、問い合わせ先（各保護官事務所等）についてあらかじめ掲載すること。

その際、飛行に際して、環境省による不必要な許可や承諾、飛行区域の土地所有者の承諾が必須であるかのような誤解を与えないよう留意すること。

また、自治体や土地所有者等が人の立入りや無人航空機の離着陸等を制限している場所、地域協議会等で定めた地域ルール等があれば、必要に応じて参考となるウェブサイトや問い合わせ先を紹介するなど情報提供をすること。

その他、各地方環境事務所長において、所管地や直轄施設における無人航空機の飛行について、利用者や施設の危険防止や財産管理等のために必要な範囲で個別に制限する場合は、可能な限り制限をする空域、時間帯、飛行形態等を掲載すること。ただし、所管地外で離陸させて所管地の上空を飛行（通過）するような場合等、直接の影響がない場合については制限しないこと。